

コープこうべクレリメンバーズ規約

■第1条（名称）

この会員システムは、コープこうべクレリメンバーズ（以下「本会」と称す。）とします。

■第2条（本部）

本会の本部は、神戸市東灘区住吉宮町4丁目1-25 コープこうべクレリ案内センターとします。

■第3条（目的）

本会は、コープこうべ組合員のための葬祭サービス「クレリ」が行う、葬儀の事前相談から葬儀後の各種サービスの提供を通じて、心豊かなくらしづくりのために会員の精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。

■第4条（会員の資格）

1. 本会の趣旨に賛同し、本規約を承認し、所定の入会手続きを完了し本会が入会を認めた方（以下「会員」と称す。）を本会の会員とします。
2. 会員は、コープこうべの組合員に限ります。
3. 会員は、原則として成人している方とします。
4. 反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、または反社会的な活動に参加している方、または過去に反社会的活動を行う団体に所属し、または反社会的な活動に参加した経歴を有する方の申し込みはできません。入会申し込み後に申込者が反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、または反社会的な活動に参加している方、または過去に反社会的活動を行う団体に所属し、または反社会的な活動に参加した経歴を有することが判明した場合、直ちに退会していただき、入会金の返金は致しません。

■第5条（入会手続き）

1. 本会への入会申し込みにあたり、お申込者には、コープこうべクレリ案内センター、並びにクレリ葬ができる葬儀社、または兵庫県葬祭事業協同組合連合会内のクレリカスタマーセンター、または一般社団法人エンディングサポート協会を通じて入会申込書に署名捺印をし、第8条1項の所定の入会金を納入していただきます。入会申し込みをウェブサイト上で行う場合には、入会申込書への署名捺印に代えて、クレリメンバーズお申し込みフォームに必要事項を入力していただき、お申し込みの受付完了画面が表示された時点をもって入力完了とします。
2. 本会は、入会申込書またはクレリメンバーズお申し込みフォームに入力いただいた情報に基づき所定の入会手続きを行い、会員であることを証する「会員証書」、「会員カード」を発行し、会員の住所に発送します。
3. 本会は、会員の2親等以内のご家族を登録いただくことが可能です（以下「家族会員」と称します。）。なお、本会の家族会員となるためには、事前のお申し込みが必要です。
4. 第10条のサービスの特典を受けられる方は会員本人、及び会員本人と同時又は後日入会申込書また

はクレリメンバーズお申し込みフォームにて登録した家族会員に限ります。

■第6条（会員資格の期限）

会員資格の期限は、コープこうべの組合員である限り、終身（生涯資格）とします。

■第7条（告知義務違反による契約の解除）

入会申し込みの際、会員または家族会員が故意または重大な過失により、入会申込書またはクレリメンバーズお申し込みフォームに事実を告知しなかったかまたは虚偽の記載もしくは入力をした場合は、契約が解除されます。

■第8条（入会金及び入会金の払込み）

1. 本会への入会金は、所定の払込用紙に記入した上で所定の金融機関に現金を納入する方法又は本会が指定する金融機関に振込む方法により、10,000円（税込）を一括で納入していただきます。なお、振込手数料はお申込者のご負担となります。
2. 本会は、入会申込書の受領またはクレリメンバーズお申し込みフォームへの入力完了及びご入金の確認後、第5条2項の入会手続きを行います。

■第9条（入会金の返金及びクーリングオフ）

1. 会員の都合により、本会を退会される場合、入会金の返金は致しません。ただし、本条2項に該当する場合は除きます。
2. 本会への入会申し込みをされた方は、入会申込書が本会に到達した日またはクレリメンバーズお申し込みフォームへの入力が完了した日を1日目として8日を経過するまでの間、本会に対し書面または電子メール等の電磁的記録により入会申し込みの撤回をすることができます。その効力は書面をまたは電子メール等の電磁的記録を発信したときから生じます。この場合、本会は入会申し込みを撤回した方に対し、納入又は振込みされた入会金を遅滞なく全額返金します。（クーリングオフの適用）

■第10条（葬儀施行に伴う弔慰金の給付）

1. 会員及び家族会員が、入会日から起算して7日以降に死亡し、クレリ葬を行ったときは、弔慰金として基本セット料金(税別)の10%に相当する金員を葬儀の受託者から当葬儀の喪主に給付します。ただし、シンプルプラン、セルフプランにて葬儀を施行された場合は別途規定によります。
2. 複数の会員から同一の葬儀に対して葬儀施行の申し込みがあったときは、一人の会員のみの権利行使が認められ、一つの葬儀に対して一回の弔慰金が給付されます。
3. 会員及び家族会員は、同一の葬儀に対してクレリ if 共済会から弔慰金の給付を受けた場合は、クレリメンバーズからの弔慰金の給付を受けることはできません。

■第11条（特典の適用範囲）

特典の適用範囲は、本会が定める特典の適用時点において、入会手続きが完了している会員及び登録が完了している家族会員の方とします。

■第12条（弔慰金給付手続き）

会員及びその親族（家族会員がいる場合は家族会員とします。）が弔慰金の給付を請求するときは、必ず会員証書または会員カードを提示するものとします。提示がない場合は、特典が受けられないことがあります。

■第13条（特典等）

会員及び家族会員は、第10条に定める弔慰金の給付を受けることができるほか、希望により次の特典を受けることができます。ただし、特典によっては有料の場合もございます。

- 1) エンディングノートのプレゼント
- 2) クレリが発行するガイドブック等のプレゼント
- 3) エンディングサポート協会の終活関連サービスの割引利用
- 4) 葬儀の事前相談…葬儀費用見積、ご心配事の相談（訪問を可とする）
- 5) 葬儀に関する税務、各種手続きの相談…専門家の紹介・訪問
- 6) 「お墓そうじ代行サービス」、「お墓参り代行サービス」の割引利用
- 7) 遺品整理、生前整理、不用品整理サービスの割引利用
- 8) 海洋散骨（海帰葬）の割引利用

■第14条（葬儀の施行・弔慰金の給付及び会員の特典が受けられない場合）

次の場合は、葬儀の施行・弔慰金の給付及び第13条に定める特典が受けられないことがあります。

1. 入会申し込みの際、会員または家族会員が故意または重大な過失により、入会申込書またはクレリメンバーズお申し込みフォームに事実を告知しなかったかまたは虚偽の記載もしくは入力があったとき。
2. 会員証書または会員カードにより会員であることが確認できないとき。
3. 天変地異等特殊な事情によりクレリ葬の施行ができない状況が生じたとき。

■第15条（変更事項の届け出）

会員は入会申し込み内容に変更が生じた場合、速やかに本会に対し、書面又は電子メール等の電磁的記録により変更事項を届け出るものとします。変更申し出がない場合、会員特典を受けられないことがあります。

■第16条（名義変更）

会員の地位及び権利は、本会の承諾を得て、家族会員に名義変更し、譲渡することができますが、この場合会員は、本会に対し、書面にて届け出るものとします。ただし、新しい名義人となる方は、第4条の会員資格を満たす方に限ります。

■第17条（退会）

会員は、本会に対して書面にて申し出ることにより退会することができます。ただし、第9条2項に

該当しないかぎり、入会金の返金は致しません。また、会員の退会と同時に、家族会員の登録も取り消されることとなります。

■第 18 条（会員証の再交付等）

会員は、会員証書、会員カードを盗難もしくは紛失した場合、その旨を本会に届け出たうえで再交付を受けることができます。また、再発行しますと旧会員証書並びに旧会員カードは効力を失います。

■第 19 条（クレリ if 共済会からクレリメンバーズへの移行について）

1. 現在、クレリ if 共済会に入会されている方は、お申し出があればクレリメンバーズに移行することが可能です。
2. クレリメンバーズは、クレリ葬可能エリア内限定の会員制度となるため、全国の if 共済会加盟店でお葬儀をした場合特典は受けられません。
※現行クレリ if 共済会の会員が、クレリメンバーズに移行をしない場合は、今まで通り全国の加盟店で if 共済会会員特典が受けられます。
3. クレリメンバーズに移行する場合、第 8 条 1 項に定める 10,000 円（税込）の入会金は不要です。ただし、クレリメンバーズの入会申込書に再度ご記入いただきます。
4. 前項による入会申込書を本会が確認した後、第 5 条 2 項の手続きを行った時点から、クレリ if 共済会の会員はクレリメンバーズの会員となり、クレリ if 共済会を退会したものとみなします。

■第 20 条（協議解決）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及びクレリメンバーズ本部にて誠実に協議解決するものとします。

■第 21 条（問合せ及び相談窓口）

1. 神戸市東灘区住吉宮町 4 丁目 1-25 コープこうベクレリ案内センター
電話：0120-366-577
営業時間：10:00～18:00（年始 3 日を除く）
2. 尼崎市水堂町 3 丁目 1-23 クレリカスタマーセンター
電話：0120-327-144
営業時間：9:00～17:30（年中無休）
3. 葬儀の依頼は 24 時間受付を行っております。

■第 22 条（個人情報の保護）

会員から預かった個人情報は、別途定める個人情報取扱規約に準ずるものとします。

■附則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、令和 5 年 9 月 1 日から改正・実施する。

個人情報取扱規約

生活協同組合コープこうべクレリ案内センターは、この「個人情報取扱規約」に従い、組合員様の個人情報を取り扱います。

a. 個人情報を取扱う事業者の名称

生活協同組合コープこうべクレリ案内センター

b. ご登録いただいた個人情報の利用目的

- ・ クレリメンバーズへのご入会手続きのため
- ・ ご入会後の各種サービス利用のため

c. その他第三者への提供

個人情報について、あらかじめご本人から同意をいただいた場合及び法令の定めによる場合を除き、第三者に提供、開示等は致しません。

d. 業務委託について

機密保持契約を締結した上で、業務の一部を兵庫県葬祭事業協同組合連合会（以下、「兵庫葬連」と称す。）に委託します。兵庫葬連は、委託業務を遂行するために必要な個人情報に接しこれを利用しますが、その業務以外の目的で利用することはありません。

e. 個人情報管理・安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、毀損、改ざん及び漏えい等のリスクに対して適切な予防措置を講ずることにより、個人情報の管理において、安全性、正確性の確保を図ります。

附則

この規約は、平成31年4月1日から実施する。

この規約は、令和5年9月1日から改正・実施する。